

第 8 3 号議案

豊川市部等設置条例の一部改正について

豊川市部等設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市部等設置条例の一部を改正する条例

豊川市部等設置条例（昭和 5 3 年豊川市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>企画部 総務部 <u>財務部</u> 福祉部 (略)</p> <p>2 (略) (部等の分掌事務)</p> <p>第 2 条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画部 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略) (4) (略)</p> <p>総務部 (1) (略) (2) <u>統計に関する事項</u></p> <p>(3) <u>職員の人事及び給与に関する事項</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>企画部 総務部</p> <p>福祉部 (略)</p> <p>2 (略) (部等の分掌事務)</p> <p>第 2 条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画部 (1)・(2) (略) (3) <u>職員の人事及び給与に関する事項</u></p> <p>(4) (略) (5) (略)</p> <p>総務部 (1) (略) (2) <u>市の予算その他の財務に関する事項</u></p>

<p>(4) (略)</p> <p><u>財務部</u></p> <p>(1) <u>市の予算その他の財務に関する事項</u></p> <p>(2) <u>市税に関する事項</u></p> <p>(3) <u>公有財産に関する事項</u></p> <p>福祉部・子ども健康部 (略)</p> <p>市民部</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>交通安全</u>、防犯及び市民相談に関する事項</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>産業環境部</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>建設部 (略)</p> <p>都市整備部</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>市街地整備に関する事項</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>市税に関する事項</u></p> <p>福祉部・子ども健康部 (略)</p> <p>市民部</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>交通</u>、防犯及び市民相談に関する事項</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>産業環境部</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>統計に関する事項</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>建設部 (略)</p> <p>都市整備部</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(豊川市手数料条例の一部改正)

2 豊川市手数料条例（平成12年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第1 <u>財務部関係</u> （第2条関係） 表 (略)	別表第1 <u>総務部関係</u> （第2条関係） 表 (略)

理 由

この案を提出するのは、行政運営の適正な執行を図るため必要があるからである。